

<指定特定・障害児>相談支援事業

誠光園

*住所：〒274-0081 千葉県船橋市小野田町769-18
*TEL：047-457-6636 *FAX：047-457-6637
*E-mail：ske-sien@engokai.or.jp
*営業時間：平日の午前8時45分～午後5時30分（※緊急時は時間外でもご相談下さい）

誠光園では、サービス等利用計画の作成を希望される方に対して以下のような流れで計画の作成を行います。ご不明な点などありましたら、お気軽にご相談下さい。

～相談受付からサービス等利用計画作成・サービスの利用開始までの流れ～

相談依頼

本人、家族より福祉サービスの利用等についての相談
※サービス等利用計画案の作成依頼

自宅訪問 意向確認

自宅又は病院等に相談支援専門員が訪問し、具体的にサービス利用についてお話を伺います。

サービス等利用 計画案作成

伺った生活スタイル（在宅生活・施設入所など）を基に、利用サービスを組み合わせた計画案を作成いたします。

サービス等利用 計画案説明・同意

約1ヶ月以内に、計画案を作成し本人・家族に内容説明を行います。

市町村 支給決定

計画案に同意が得られた場合、お住まいの市町村に計画案を提出し、サービス利用に関する支給決定を出してもらいます。

サービス担当者 会議開催

本人・家族・サービス提供事業者・相談支援専門員が集まり、サービス提供に関する説明と支援目標等について共有します

サービス等利用 計画説明・同意

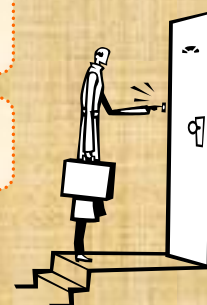
サービス担当者会議時にサービス等利用計画について本人・家族に説明いたします。

サービス提供開始 （各事業所より）

担当者会議後、各事業所と利用契約を締結していただき、サービスの提供開始となります。

モニタリング 定期的に自宅訪問

受給者証に記載されている期間毎に、ご自宅に訪問しサービスの提供状況、本人の状況などを確認いたします。



※障害児童については、「障害児支援利用計画」の作成を行います。